

平成二十九年三月二十三日提出  
質問第一五七号

## 「平和への権利宣言」に関する質問主意書

提出者 大西健介

## 「平和への権利宣言」に関する質問主意書

昨年十二月十九日の国連総会において、第一条で「すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する」ことを定めた「平和への権利宣言」が採択されたことを踏まえ、

一 立案段階で、日本のNGO「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」が「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する」との日本国憲法前文を伝え、宣言にも生かされることとなった。にもかかわらず、我が国が反対にまわった理由を明らかにされたい。

二 今後は、「平和への権利宣言」を具体化する国際条約を制定していくこととなるが、我が国は、憲法のも精神からも積極的にこれをリードしていくべきと考えるが政府の見解は如何。

右質問する。